

久万中学校の申し合わせ事項

本校生徒は、明るい学校生活を築くために、下記のきまりを申し合わせ事項としている。

記

- 1 通学に関する申し合わせ事項。
- 2 学校生活の申し合わせ事項。
- 3 服装・身なりの申し合わせ事項。

1 『通学に関する申し合わせ事項』

- 1 次の事項に該当する者は許可願いを提出し、校長の許可を得て自転車通学ができる。

- (1) 通学距離が2km～4kmに該当する生徒。
- (2) 大谷川より南から通学する生徒。(上浮穴高校以遠)
- (3) 入野貯木場より北から通学する生徒。(明神地区)
- (4) 北村公会堂よりも北から通学する生徒。(久万ニュータウン方面)
- (5) 久万公園(B&G海洋センター)よりも東から通学する生徒。
- (6) その他校長が必要と認める生徒。

- 2 本校生徒は、4月に提出した通学路を通して通学する。(部活動の場合も同じ)

- 3 自転車通学生は、次の事項を守ること。

(守ることができなければ、許可を取り消す場合がある。)

- (1) 自分の身体に合った、通学にふさわしい自転車を使用する。
 - ① ハンドルが、サドルより高いもの。
 - ② マウンテンバイクは不可。
 - ③ 常に整備点検を行う。
 - ④ 不要な部品を取り付けたり、改造したりしない。
- (2) 自転車の後尾に久万中学校の鑑札ステッカーを貼る。
- (3) 校内は自転車に乗らない。
- (4) ヘルメットを着用する。
- (5) 日没前に必ずライトを点灯する。
- (6) 荷物は、後部の荷台にしばりつける。
- (7) センタースタンドを取り付ける。
- (8) 自転車の防犯登録を受けること。
- (9) 交通ルールを守り、安全に通学する。
 - ① 原則として、左側を一列で通行する。
 - ② 二人乗り、手放し運転、斜め横断などの危険な運転はしない。
 - ③ 狭い道路から大きい道路へ進むときは一時停止をするなど十分注意する。
 - ④ 通学距離が4kmを越える生徒はバス通学とし、乗車のマナーに十分注意する。
- (10) 学校もしくは、家庭で自転車保険に加入する。

※ 愛媛県では「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が一部改正され、令和2年4月1日より、自転車損害保険等への加入が義務化された。

※ 令和8年4月1日より交通反則通告制度(青切符)が導入されました。対象年齢は16歳以上となっているが、交通ルールをしっかりと守り、安全に登校するよう徹底する。

○安全運転義務違反

【二人乗り、ながら運転(スマホ等)、イヤホン運転、一時停止・信号無視、傘さし運転など】

- 4 バス通学生は、次の事項を守ること。

- (1) バス通学生は、発車時刻の10分前までは中学校内の会議室で静かに過ごす。
- (2) バス乗り場でのマナー
 - ① 乗車するバスの中に入り、バス内では、静かに待つ。
 - ② 近隣施設に駐車する車の妨げにならないようにする。(近隣施設内、駐車場であむろしない。)

(3) バス乗車中のマナー

- ① バス乗車時は、静かに過ごす。
- ② バス乗車時は、ドアのセンサーに注意する。
- ③ バス降車時は、停車してから席を立つ。

一般の方が席を利用できるように荷物の置き方などに注意をする。

※一人一人が公共マナーやルールを守るという自覚をもつとともに、お互いの利用の仕方や態度についても意識し、場合に応じて注意し合う。

2 『学校生活の申し合わせ事項』

- 1 欠席や遅刻をする場合には、保護者が電話連絡をすることを原則とする。
- 2 登校後は、校外に出ない。必要な場合は、先生の許可を得ること。
- 3 校時表の時間帯を守る。
- 4 学校生活に不必要な物を持ってこない。

※ ナイフや雑誌、遊び道具、現金（集金、販売購入時を除く）、カメラ、携帯電話・スマートフォンなどの電子通信機器など。

- 5 学校の施設や設備、備品等を使用する場合には、先生の許可を得ること。
- 6 他学年・他学級への出入りには制限がある。
- 7 西階段下への出入りの制限がある。（1F3年教室奥）
- 8 交通ルールをはじめ、健康・安全に注意する。
- 9 登下校中は、寄り道をせず帰宅すること。
- 10 地域の方々と積極的にあいさつを交わし合う。
- 11 部活動等の活動時間を守る。（放課後の活動時間と下校時刻）

期間	活動終了時刻	下校時刻	バス発車時刻
4月 1日 ～ 9月 30日	18:00	18:10	18:15
10月 1日 ～ 10月 31日	17:20	17:30	18:15
11月 1日 ～ 1月 31日	16:50	17:00	17:40
2月 1日 ～ 2月 28日	17:20	17:30	17:40
3月 1日 ～ 3月 31日	17:50	18:00	18:15

3 『服装・身なりの申し合わせ事項』

1 学校で指定しているもの

- 上履き : 学校で指定したものを使用する。
(体育館シューズ) : 名前は、かかとの部分に漢字(名字)で記入。
- 名 札 : 左胸に名前が見えるように着用する。
- 通学カバン : 学校で指定したものを使用する。
- 補助バッグ : 学校で指定したものを使用する。
- 体育衣料 : 半袖シャツ、ハーフパンツ、長ジャージ上下を着用する。

2 男女共通のもの

- 下 靴 : 白を基調とした運動靴(くるぶしが見えるもの)
※単色の場合に限り、ライン、またはメーカーのロゴが入っている運動靴が望ましい。
: 原則、名前は、かかとの部分に漢字(名字)で記入。
: 靴ひもの色は、白とする。
- 靴 下 : 白、黒、濃紺とする。ワンポイント可。
: スニーカーソックス・ルーズソックスは不可。
: ベージュのストッキング、黒のタイツを使用してもよい。
: ストッキングとタイツの上から靴下を使用してもよい。
- 肌 着 : Yシャツ・ブラウス等の下に、肌着(白またはベージュ)を着用する。
- 頭 髪 : 前髪は目にかからないようにする。
: 非対称(アシンメトリー)のカット、編み込み、パーマや染色、脱色はしない。
: 整髪料や香料は使用しない。
: 髪が鎖骨にかかる場合は、黒、茶、紺のゴム紐を使用する。
: 髪を留めるピンは黒とする。
: ツーブロックについて

- 縦幅：バリカンで横髪を刈ってよいのは耳上 5cm まで。ただし、刈っている部分で見えてもよいのは、耳上 3cm まで。
- 横幅：耳まで
- 耳より後ろの後頭部：極端な段差をつくらないようにする
- ：髪を留めるピンは黒とする
- ：耳より上の位置のポニーテールを認める。
- ：お団子は耳までの高さまでとする。
- ：眉毛は、極端な細眉にしない。
- 防寒着：落ち着いた色合いやデザインのもの。
(ウインドブレーカー、ベンチコート、ダウンなど)
- ：フードには、ファー（毛皮）無し。
- 防寒具：落ち着いた色合いやデザインのもの。
(手袋、マフラー、ネックウォーマーなど)
- 耳当て：自転車通学生のみ使用可。
：落ち着いた色合いやデザインのもの。
- ：利用時は、外の音が聞こえるよう安全に留意する。
- セーター：Vネック、カーディガン(黒、紺の無地またはワンポイント可)
：教室内はセーターの着用可。教室外は標準服。
- ：セーターは上着の裾・袖から出ないよう折り込む等調整する。
- 防寒着(下着)：ヒートテック状のもの（白・黒・紺色）。
- ：ハイネックやタートルネックでないもの。
- ひざ掛け：落ち着いた色合いやデザインのもの。
- ：移動教室時は手に持って移動。腰等に巻いての移動は危険である。
- 座布団：落ち着いた色合いやデザインのもの。
- 3 男 子
 - 上 着：標準型の黒い詰め襟学生服。（襟カラーを付ける）
 - シャツ：白いYシャツ。（シャツはズボンの中に入れる）夏用半袖は、開襟シャツでもYシャツでもよい。
 - ズボン：標準型の黒い学生ズボン。
 - ベルト：落ち着いた黒色のもの。
 - ：必ず着用し、ズボンが下がらないように調整する。
- 4 女 子
 - 上着・ベスト・スカート・ズボン：申し合わせた標準のものを着用する。
：ズボンは個々に応じて黒・紺のものを使用してもよい。
：ジーンズタイプは不可。
 - スカート：夏用と冬用を使い分ける。つりひもはなくてもかまわない。
：スカートの長さについては、膝頭が隠れる長さとする。
 - リボン：冬服と合服のときに使用する。ネクタイも可。（学校指定）
 - ※ 標準服とは、「標準型学生服」の認証がついているもの